現行

変更後(令和5年12月7日以降)

第2 国債市場特別参加者の指定

1 指定基準

(略)

(1) 前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債(国庫短期証券を含む。以下同じ。)について、それぞれの入札(第4・5の国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札(以下「第Ⅱ非価格競争入札」という。)を除く。以下同じ。)において、相応な価格で、発行予定額(それぞれの国債の入札で財務省がオファーする発行予定額をいう。以下同じ。)に応札責任割合(次の算式により算出した割合(1未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。)をいう。以下同じ。)を乗じた額以上に相当する額の応募を行っていること。

応札責任割合
$$(\mathcal{N}-セント) = \frac{100}{n}$$

nは特別参加者の数とし、第2・1におけるnは前々四半期の初日時点のnとする。

(2) 申請の日の直近 2 四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債について、以下に掲げる 4 つの区分ごとの国債の発行総額(当該国債について入札の方法により発行した発行額の合計額とする。以下同じ。)の合計額のうち、当該区分ごとの国債の落札総額(当該国債の入札における落札額(第 II 非価格競争入札及び第 4・6 の流動性供給入札による落札額を除く。)の合計額とする。以下

第2 国債市場特別参加者の指定

1 指定基準

(略)

(1) 前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債(国庫短期証券及びクライメート・トランジション利付国庫債券を含む。以下同じ。)について、それぞれの入札(第 4・5 の国債市場特別参加者・第 II 非価格競争入札(以下「第 II 非価格競争入札」という。)を除く。以下同じ。)において、相応な価格で、発行予定額(それぞれの国債の入札で財務省がオファーする発行予定額をいう。以下同じ。)に応札責任割合(次の算式により算出した割合(1 未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。)をいう。以下同じ。)を乗じた額以上に相当する額の応募を行っていること。

応札責任割合
$$(パーセント) = \frac{100}{n}$$

nは特別参加者の数とし、第2・1におけるnは前々四半期の初日時点のnとする。

(2) 申請の日の直近 2 四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債について、以下に掲げる 4 つの区分ごとの国債の発行総額(当該国債について入札の方法により発行した発行額の合計額とする。以下同じ。)の合計額のうち、当該区分ごとの国債の落札総額(当該国債の入札における落札額(第 II 非価格競争入札及び第 4・6 の流動性供給入札による落札額を除く。)の合計額とする。以下

同じ。)の合計額の占める割合が、それぞれ以下に定める割合以上 となるよう落札していること。

- ① 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年)及び利付国庫債券(20年))については、1%
- ② 「長期国債」(利付国庫債券(10年)<u>及び</u>利付国庫債券(物価連動・10年))については、1%
- ③ 「中期国債」(利付国庫債券(5年)<u>及び</u>利付国庫債券(2年)) については、1%
- (4) 「短期国債」(国庫短期証券) については、0.5%

(略)

第3 国債市場特別参加者の責任

(略)

1 発行市場における応札責任及び落札責任 (略)

(2) 落札責任

直近 2 四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債について、以下に掲げる 4 つの区分ごとの国債の発行総額の合計額のうち、当該区分ごとの国債の落札総額の合計額の占める割合が、以下に定める割合以上となるよう落札すること。

① 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年)及び利付国庫債券(20年))については、1%

同じ。)の合計額の占める割合が、それぞれ以下に定める割合以上 となるよう落札していること。

- ① 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年)、 利付国庫債券(20年) 及びクライメート・トランジション利付 国庫債券(20年)) については、1%
- ② 「長期国債」(利付国庫債券(10年)、利付国庫債券(物価連動・10年)及びクライメート・トランジション利付国庫債券(10年))については、1%
- ③ 「中期国債」(利付国庫債券(5年)、利付国庫債券(2年)、クライメート・トランジション利付国庫債券(5年)及びクライメート・トランジション利付国庫債券(2年))については、1%
- ④ 「短期国債」(国庫短期証券)については、0.5%

(略)

第3 国債市場特別参加者の責任

(略)

- 1 発行市場における応札責任及び落札責任 (略)
- (2) 落札責任

直近 2 四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債について、以下に掲げる 4 つの区分ごとの国債の発行総額の合計額のうち、当該区分ごとの国債の落札総額の合計額の占める割合が、以下に定める割合以上となるよう落札すること。

① 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年)、 利付国庫債券(20年)及びクライメート・トランジション利付

- ② 「長期国債」(利付国庫債券(10年)<u>及び</u>利付国庫債券(物価 連動・10年)) については、1%
- ③ 「中期国債」(利付国庫債券 (5年) <u>及び</u>利付国庫債券 (2年)) については、1%
- ④ 「短期国債」(国庫短期証券) については、0.5%(略)

第4 国債市場特別参加者の有する特別資格 (略)

5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等 (略)

(6) 第 II 非価格競争入札の対象外 利付国庫債券(物価連動・10年)及び国庫短期証券は、第 II 非 価格競争入札の対象としない。 (略)

第5 国債市場特別参加者のモニタリング及び評価等

- 1 モニタリング及び評価 (略)
- (2) 財務省は、原則として四半期ごとに、各特別参加者との間で個別

国庫債券 (20年)) については、1%

- ② 「長期国債」(利付国庫債券(10年)、利付国庫債券(物価連動・10年) 及びクライメート・トランジション利付国庫債券(10年)) については、1%
- ③ 「中期国債」(利付国庫債券 (5年)、利付国庫債券 (2年)、クライメート・トランジション利付国庫債券 (5年)及びクライメート・トランジション利付国庫債券 (2年))については、1%
- ④ 「短期国債」(国庫短期証券)については、0.5%(略)

第 4 国債市場特別参加者の有する特別資格 (略)

- 5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等 (略)
- (6) 第 II 非価格競争入札の対象外 利付国庫債券 (物価連動・10年) <u>クライメート・トランジション利付国庫債券</u>及び国庫短期証券は、第 II 非価格競争入札の対象としない。

(略)

第5 国債市場特別参加者のモニタリング及び評価等

1 モニタリング及び評価

(略)

(2) 財務省は、原則として四半期ごとに、各特別参加者との間で個

に面談を行うこと等により、以下に掲げる事項等を通知する(ただし、②ホについては年一回)。

(略)

- ② 当該特別参加者の、直近2四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債の落札総額のデュレーション換算値の合計値並びに直近2四半期中(ただし、ホについては前年度中)に入札の方法により発行された以下に掲げる5つの区分ごとのそれぞれの落札総額の以下に掲げる区分ごとの合計額について、特別参加者間での順位
 - イ 「超長期国債」(利付国庫債券(40年)、利付国庫債券(30年)及び利付国庫債券(20年))
 - 口 「長期国債」(利付国庫債券(10年)<u>及び</u>利付国庫債券(物価連動・10年))
 - ハ 「中期国債」(利付国庫債券(5年)及び利付国庫債券(2年))
 - 二 「短期国債」(国庫短期証券)
 - ホ 「長期国債」(利付国庫債券(物価連動・10年))
- (3) 財務省は、四半期ごとに、(2)②の落札総額について、特別参加者のうち上位10社の商号又は名称及び順位を公表する。

ただし、(2)②ホについては、年一回、特別参加者のうち上位5社 の商号又は名称及び順位を公表する。 別に面談を行うこと等により、以下に掲げる事項等を通知する(ただし、②ホ<u>及びへ</u>については年一回)。

(略)

- ② 当該特別参加者の、直近2四半期中に入札の方法により発行されたすべての国債の落札総額のデュレーション換算値の合計値並びに直近2四半期中(ただし、ホ<u>及びへ</u>については前年度中)に入札の方法により発行された以下に掲げる<u>6</u>つの区分ごとのそれぞれの落札総額の以下に掲げる区分ごとの合計額について、特別参加者間での順位
 - イ 「超長期国債」(利付国庫債券 (40 年)、利付国庫債券 (30 年)、利付国庫債券 (20 年) <u>及びクライメート・トランジション利付国庫債券 (20 年)</u>)
 - ロ 「長期国債」(利付国庫債券(10年)、利付国庫債券(物価連動・10年)及びクライメート・トランジション利付国庫債券(10年)
 - ハ 「中期国債」(利付国庫債券 (5年)<u>、</u>利付国庫債券 (2年)<u>、</u> クライメート・トランジション利付国庫債券 (5年) 及びクライメート・トランジション利付国庫債券 (2年)
 - 二 「短期国債」(国庫短期証券)
 - ホ 「長期国債」(利付国庫債券(物価連動・10年))
 - へ 「クライメート・トランジション利付国庫債券」
- (3) 財務省は、四半期ごとに、(2)②の落札総額について、特別参加者のうち上位10社の商号又は名称及び順位を公表する。

ただし、(2)②ホについては、年一回、特別参加者のうち上位 5 社の商号又は名称及び順位、(2)②へについては、年一回、特別参加者のうち上位 10 社の商号又は名称及び順位を公表する。